

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 第	号
------	-----	---

氏 名 佐野 美沙子

論 文 題 目

(英文論文の場合は、( ) 書きの和訳を付すこと。また、英字の大文字、小文字も論文題目と合わせること)

**Praxis performance of pre-school children with Autistic  
Spectrum Disorders**

(就学前自閉スペクトラム症児の動作獲得に関する認知心理学的検討)

論文審査担当者

主 査	名古屋大学教授	辛島 千恵子
	名古屋大学教授	千島 亮
	名古屋大学教授	寶珠山 稔

## 論文審査の結果の要旨

本研究は、就学前年齢（4～6歳）の自閉症スペクトラム障害（autistic spectrum disorders, ASD）児 8名と定型発達児（typically developing children, TD）8名を対象とし、道具を使用した動作課題を行い、これまで研究のなかった就学前年齢に関する ASD 児の動作獲得過程について明らかにした。

対象児に対し、言語指示課題、模倣動作課題、道具使用課題からなる幼児用動作性検査を実施した。それぞれの幼児用動作性検査について、動作や模倣の可否、動作再生時のエラーのタイプについて記録し、ASD 群と TD 群について出現率の比較を行った。

動作性検査の総合正答率は、ASD 群は TD 群より有意に低かった（ $p=0.02$ ）。課題別では、模倣課題が ASD 群は TD 群に比べ有意に低く（ $p=0.02$ ）、言語指示課題と道具使用課題では両群に差は認められなかった。実際に道具を使用した動作の課題の後に道具名を問う課題の正答率は、両群で有意な差はみられなかったが、動作の模倣課題の後に、模倣動作で使用したはずの道具名を問う課題では、ASD 群が TD 群より正答率が低い傾向を示した。更に、使用したはずの道具の写真を選ぶ課題で ASD 群は TD 群に比べて有意に低い正答率となった（ $p=0.005$ ）。

動作や動作の模倣が不可能だった場合のエラータイプは、両群とも誤った部位で動作をする空間的エラー、体の一部を道具とみなす動作によるエラーが上位となった。

就学前年齢での ASD 児には、模倣課題に TD 児との差が発達の遅れとして認められたが、言語指示課題および道具使用課題では遅れがみられなかった。一方、8歳以上を対象とした先行研究では、模倣課題、言語指示課題および道具使用課題の全ての課題で ASD 児は TD 児よりも発達の遅延が見られるとされている。就学前年齢と就学後年齢では、ASD 児の動作課題によって遅延の有無が異なる。4～6歳の就学前年齢期間に、ASD 児と TD 児とでは言語指示課題および道具使用課題で発達の差が開いていくものと考えられた。

本研究の新知見と意義は要約すると以下のとおりである。

1. ASD 児の動作獲得過程において研究報告が十分でなかった就学前年齢での特徴を明らかにした。
2. ASD 児の動作獲得の遅延は、就学前から就学後にかけて全汎的に生じるのではなく、模倣課題における発達遅延が就学前に先行して生じる。
3. 就学前年齢における ASD 児のこれらの動作発達遅延の特徴を把握することは、就学前後の ASD 児の支援を計画する上で重要な意義があると考えられた。

以上の理由により、本研究は博士（リハビリテーション療法学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

## 試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※第	号	氏名	佐野 美沙子
試験担当者	主査 名古屋大学教授 辛島 千恵子 (印)	名古屋大学教授 千島 亮 (印)	名古屋大学教授 寶珠山 稔 (印)	
<p>(試験の結果の要旨)</p> <p>主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自閉症スペクトラム障害 (ASD) 群に発達性協調運動障害の傾向があることと研究結果の解釈について</li> <li>2 動作認知モデルについて</li> <li>3 幼児用動作性検査課題の妥当性と課題</li> <li>4 ASD児の模倣運動の障害と象徴的行為の理解、社会性の発達について</li> <li>5 ASD児の作業療法について:作業と道具を介在させることの発達の意味</li> <li>6 本研究の意義とASD児の地域支援の方途について</li> <li>7 ASD児の運動発達と社会性獲得に関する国内外での新たな知見について</li> <li>8 本研究の今後の展開とその考えについて</li> </ol> <p>以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、リハビリテーション療法学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員合議の上、合格と判断した。</p>				